

January

令和 8 年 1 月号 (第 219 号)
(令和 8 年 1 月 31 日配信)
市民文化局地域安全推進課

メールニュースかわさき 防犯・交通安全情報

利用登録された皆様へ

ご登録ありがとうございます。

市内における犯罪や交通事故の発生状況などを定期的に配信しています。

今後も、皆様の生活に役立つ、防犯対策のポイントや交通安全対策を更新してまいりますので、引き続きよろしくお願い致します。

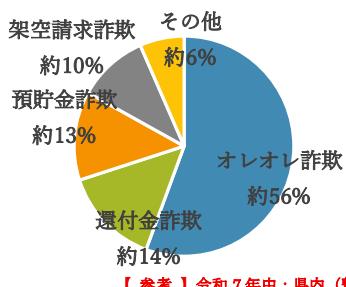
防犯情報

犯罪発生状況

令和7年12月末現在(暫定値)

1. 特殊詐欺

	認知件数	前年同期比	増減率(%)	被害額
市内	404	+97	31.6	約18億4,800万円
県内	2,479	+480	24.0	約135億4,100万円



オレオレ詐欺	ニセ警察官・息子・孫などをかたって現金をだまし取る
還付金詐欺	還付金手続とだまして、ATMへ誘導し振り込ませる
預貯金詐欺	キャッシュカードを手渡しで受け取ってだましとる
架空請求詐欺	ウイルス除去費用など、架空の請求をする

特に、ニセ警察官あたりの詐欺が多発！！

- 迷惑電話防止機器 を利用しましょう
- 国際電話不取扱受付 をしましょう

市内在住の65歳以上の皆さん

先着順

迷惑電話防止機器を



無償貸与します！！

川崎市では、高齢者に対する特殊詐欺被害の未然防止を図るために、迷惑電話防止機器の無償貸与者を先着順で募集いたします。

迷惑電話防止機器とは・・・

特殊詐欺を防止するため、固定電話に取り付ける機器です。機器を取り付けると、電話機の呼び出し音が鳴る前に、電話をかけてきた人に対して、通話内容を録音する旨の警告メッセージが自動で流れ、その後の通話内容を録音することができます。

お問合せ先



川崎市市民文化局地域安全推進課 地域安全担当

(川崎市川崎区宮本町1番地)

【電話】044-200-2284

川崎市 迷惑電話



みんなでとめよう！！国際電話詐欺#みんとめ

特殊詐欺のだましの電話の多くが
国際電話番号から、架かってきています。

固定電話の発着信は、国際電話不取扱
受付センターに休止の申込をすれば、

+国番号（例えば、+44・+18）

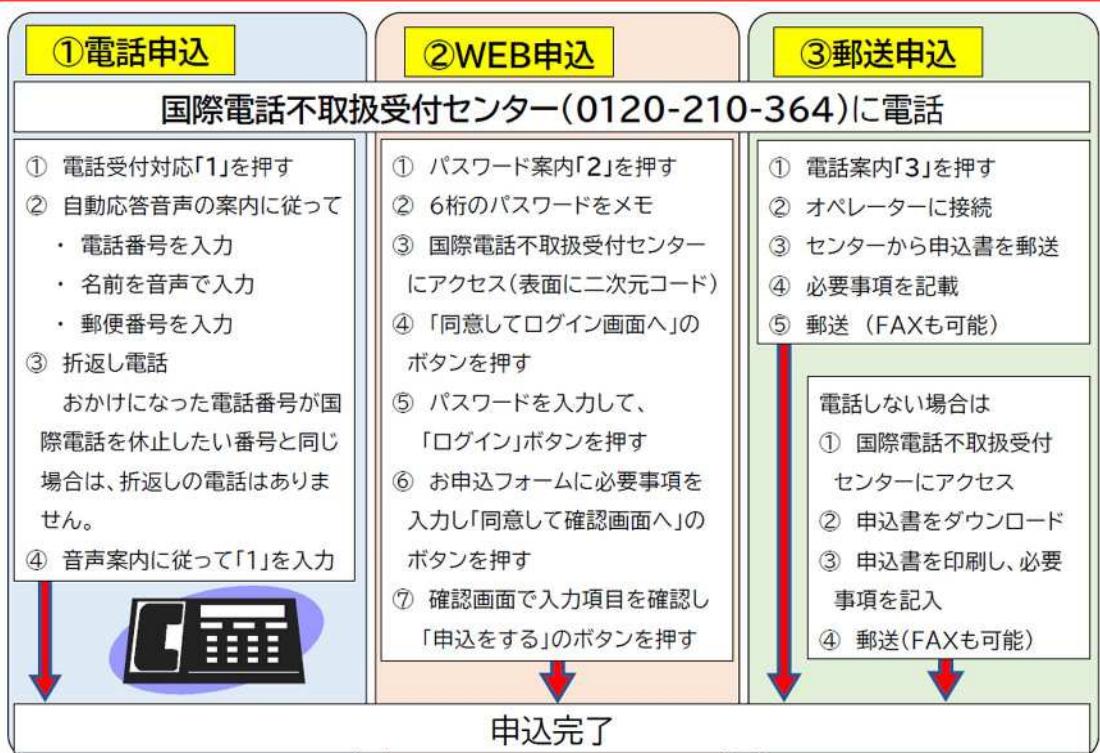
から始まる国際電話番号の発信・着信を無償で休
止することができます。

現在、犯行に利用された国際電話番号の件数が
増加しています。



神 奈 川 県 警 察

国際電話不取扱受付センター（申込みの流れ）



社長や役員等からの 「ニセメール」に注意！

- 企業や団体の代表、役員などを装い、従業員に対して無料通話アプリのグループ作成を求める詐欺のメールが確認されています。
- グループを作ると、取引先への支払い等を口実に犯人が用意した口座への送金を指示され、お金をだまし取られます！

- 突然、無料通話アプリのグループ作成依頼が来た
- 口座の残高を確認された
- 普段と違う方法で送金を依頼された



すぐに周囲の人や警察に相談してください！

From:社長

【重要なお知らせ】

業務調整に関する指示
業務上の必要により、至急
会社用のトークアプリ
グループを新規作成して
ください
他の方は一切招待しないで
ください。
グループの作成が完了次第
当該グループの二次元
コードを返信してください。

神奈川県警察

最近、企業の役員等になりすまして社員等にメールを送り、金銭をだまし取る詐欺が確認されており、その脅威は深刻なものになっています。

その手口の一例としては、企業や団体の代表、役員などを装い、従業員に対して無料通話アプリのグループ作成を求めるメールを送り、取引先への支払い等を口実に犯人が用意した口座への送金を指示され、金銭をだまし取られるものです。

昨今の犯罪手口としては、メールをきっかけとするものが少なくありません。

普段と異なる内容や急な振込先の変更に関するメール等は上司や取引先に確認することが大切です。

2. SNS型投資・ロマンス詐欺

	認知件数	被害額
市内	184	約24億4,800万円

「SNS型投資詐欺」の手口や対策についてはこちら↓

[SNS型投資詐欺 | 最新の詐欺 | 警察庁・SOS47特殊詐欺対策ページ](#)

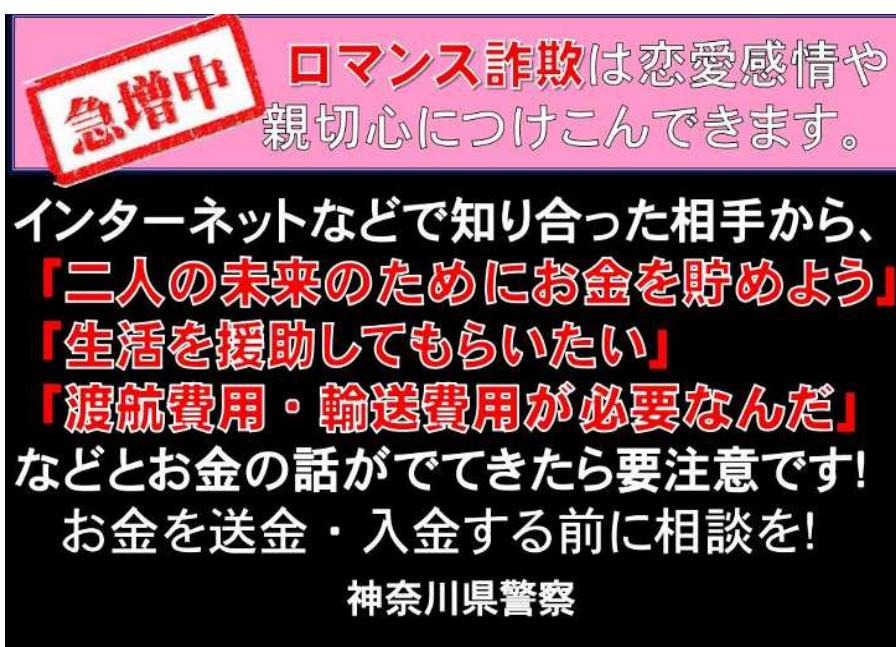
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/case/sns-romance/investment/>



「SNS型ロマンス詐欺」の手口や対策についてはこちら↓

[SNS型ロマンス詐欺 | 最新の詐欺 | 警察庁・SOS47特殊詐欺対策ページ](#)

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/case/sns-romance/romance/>



3. 刑法犯認知件数

	認知 件数	前年 同期比	増減率 (%)
市 内	8,379	+233	2.9
県 内	50,060	+4,344	9.5

市内で 前年同期比 増加した 主な犯罪

罪種	市内			参考: 県内		
	認知件数	前年同期比	増減率(%)	県) 認知件数	県) 前年同期比	県) 増減率(%)
自動車盗	66	24	57.1	650	114	21.3
車上ねらい	199	67	50.8	1201	165	15.9
置引き	157	32	25.6	856	82	10.6
出店荒し	58	11	23.4	222	-105	-32.1
不同意性交等	34	6	21.4	213	-2	-0.9
万引き	1052	39	3.8	7132	916	14.7
不同意わいせつ	76	1	1.3	433	36	9.1

自動車盗 盗難等の防止 ~ 5つの対策 ~

- 1 キーを抜く、ドアをロックする
- 2 イモビライザーを選択する
- 3 盗難防止装置を活用する
- 4 駐車場に気をくばる
- 5 車上ねらいに注意する
 - ・ 車内の見えるところに貴重品や物を置かない
 - ・ 窓を閉め、ドアロックしたことを確認する
 - ・ 駐車場には照明設備を備え、夜間も明るくする
 - ・ 盗難防止装置や警報装置を装着する

市内で 前年同期比 減少した 主な犯罪

罪種	市内			参考: 県内		
	認知件数	前年同期比	増減率(%)	県) 認知件数	県) 前年同期比	県) 増減率(%)
放火	2	-10	-83.3	31	-2	-6.1
事務所荒し	13	-34	-72.3	142	-10	-6.6
忍込み	14	-31	-68.9	206	-58	-22.0
路上強盗	2	-3	-60.0	23	-12	-34.3
ひったくり	5	-5	-50.0	39	9	30.0
オートバイ盗	231	-105	-31.3	2315	573	32.9
居空き	5	-2	-28.6	39	-14	-26.4
部品ねらい	182	-70	-27.8	1364	21	1.6
自転車盗	2586	-304	-10.5	11918	4	0.0
空き巣	67	-4	-5.6	678	70	11.5
器物損壊	325	-14	-4.1	2268	-163	-6.7



乗り物の盗難防止

令和7年12月末時点、川崎市内の

「自転車盗」は、2,586件（前年同期比 -304件、-10.5%）

「オートバイ盗」は 231件（前年同期比 -105件、-31.3%）

と減少傾向にあるもの、

二つの罪種の合計（2,817件）は、**全体(8,379件)の約34%**を占めています。

～被害防止のポイント～

- 短時間の駐輪でも必ず鍵を掛けましょう。
- ワイヤー錠やU字ロックなどで二重に鍵を掛けましょう。
- 自転車・オートバイは、駐輪場など決められた場所に止めましょう。

空き巣の被害防止

空き巣の犯人は、下見を行い、生活パターンを把握し、留守を狙って侵入します。

日ごろから、「自分の財産は自分で守る。」といった防犯意識を持ち、侵入盗防止対策を進めましょう。



住宅の無料防犯診断実施中

自分のおうちは 大丈夫？

川崎市の職員「川崎市安心・安全町づくり対策員」が住宅の防犯診断を**無料**で実施しています。

* 原則として**住宅の外周**を診断します。



お申し込み・お問い合わせ先

川崎市役所 地域安全推進課

TEL 044-200-2284

FAX 044-200-3869

受付は 月～金曜日(休日を除く)9:00～17:00

《犯罪に加担しないため》

間バイトの甘い誘惑にご用心！！

ウマい話には裏がある…

#高額収入 荷物を受け取るだけ！！
#受け子 #出し子
#物品回収 お金を引き出すだけ！！

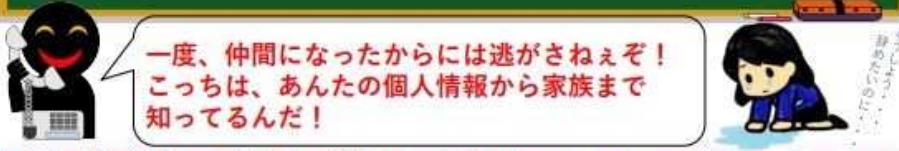
ちょっと待った！！
その誘いは犯罪者の入り口です！！

これらの書き込みは、いわゆる「間バイト」の勧誘です。
「簡単に高額収入」等の甘い言葉に引き込まれてしまうと、受け子や出し子として、特殊詐欺の片棒を担ぐことになります。
当然、犯罪行為に加担すれば、バイト感覚だったとしても、被疑者として逮捕され、重い刑罰に処されます！！

一度、仲間になったからには逃がさねえぞ！
こっちは、あんたの個人情報から家族まで知ってるんだ！

間バイトの先に待つのは、人生の破滅!!
絶対に加担してはいけません!!

神奈川県警察



【特殊詐欺に関する情報は、こちらまで】

【連絡先】

特殊詐欺情報専用ホットライン

電話番号 045（651）7970（ムゴイ（フリコメ）ナクナレ）



- ・「特殊詐欺グループから抜けたい。」
- ・「知人を特殊詐欺集団から救いたい。」
- ・「あの部屋は、特殊詐欺のアジト？」

など、今すぐ、電話！

ホットラインは、平日 午前8時30分～午後5時15分までの受け付けです。

[掲載担当：市民文化局地域安全推進課]

●川崎市・神奈川県内の交通事故発生状況 (令和7年12月末)

※令和8年1月5日現在の概数

区	件 数	前年比	死者数	前年比	負傷者数	前年同期比
川崎区	707	+128	9	+7	787	+143
幸 区	209	-65	5	+4	231	-74
中原区	473	+61	1	+1	520	+71
高津区	461	-11	3	+2	508	-40
宮前区	472	+83	3	-3	531	+112
多摩区	428	+84	4	+4	481	+104
麻生区	363	+16	2	+2	406	+24
市内合計	3, 113	+296	27	+17	3, 464	+340
県内合計	21, 324	+574	139	+30	24, 461	+338

【市内の交通事故】交通事故多発！事故防止にご協力ください！！

令和7年12月末の市内交通事故発生件数は3, 113件(前年同期比+296件)、死者数は27人(前年同期比+17人)、負傷者数は3, 464人(前年同期比+340人)でした。

また、県内では139人(前年同期比+30人)の方が亡くなられています。運転者も歩行者も、交通ルールを守り、交通死亡事故をなくしましょう。

○市内の交通事故発生状況について

昨年中、市内では二輪車が関係する交通死亡事故や、高齢者等の歩行者が関係する交通死亡事故が多く発生しました。

また、その他の交通事故の発生状況として、自転車が関係する交通事故や高齢者が関係する交通事故が多く発生しました。

本年におきましても、加害者にも被害者にもならないために、交通ルール・マナーを守り、確実な安全確認をお願いします。

○改正道路交通法(青切符制度)の施行について

本年4月1日に改正道路交通法が施行され、自転車の交通違反に青切符が適用されます。

対象は、16歳以上の自転車運転者で、適用される違反行為は、いわゆる「ながらスマホ」や一時不停止を含む100種類以上の交通違反となります。

交通違反・交通事故の当事者とならないよう、交通ルール・マナーを守り、安全運転に努めましょう。

交通事故のない、安全・安心な街かわさきを目指しましょう！

二輪車交通事故を 止める!!

市内では二輪車が関係する
重大事故が多発しています。

※右直事故や単独事故に注意
してください。

1つしかない命を
守るために・・・



確実な安全確認を！

※ 二輪車が直進時に対向右折車と衝突する交通事故

川崎市・川崎市交通安全対策協議会・
川崎市内8警察署・川崎市警察部

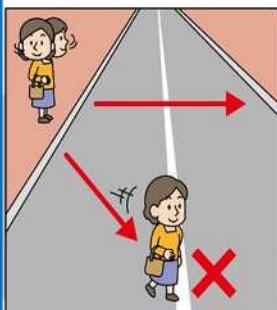
歩行中の交通事故が発生しています！



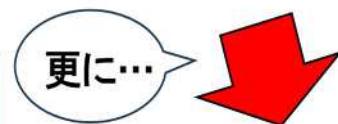
1. 道路を渡るときには**横断歩道**を渡りましょう！
全国において、令和2年から令和6年までの過去5年間で歩行者が道路を横断中に発生した交通死亡事故は2,954件です。
そのうち、**横断歩道以外の場所**を横断している時に約6割である
1,882件の交通死亡事故が発生しています。



2. 車両の**直前直後の横断等**にも注意！
1,882件の交通死亡事故のうち、約7割は、走行中の自動車の直前直後を横断するなどの**法令違反**がありました。



3. 斜め横断も危険です！
法令違反には、斜め横断も含まれています。
斜め横断は、道路を渡るときの距離が長くなり、走行中の車両と衝突する**危険性が高くなります**。



川崎市内で歩行者が道路を横断中の重大事故が発生しています。
交通ルール・マナーを守り、交通事故の当事者とならないよう、十分に注意しましょう。
また、横断歩道を横断中であっても、**確実な安全確認**をお願いいたします。

統計情報：警察庁ホームページ「横断歩道は歩行者優先です」から抜粋

川崎市 川崎市交通安全対策協議会

改正道路交通法 施行!!

交通反則通告
制度が導入
されます！

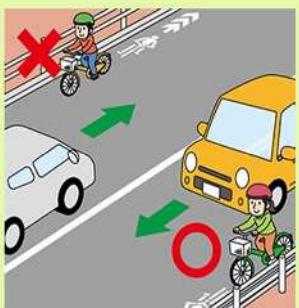
令和8年4月1日から



二人乗り禁止



一時不停止



車道は左側通行



ながらスマホ禁止



並進禁止



イヤホンをしながら運転禁止

※1 上記イラストは自転車の交通違反の一例です。

※2

※2 交通反則告知書のこと
交通違反をしたときに即時交付される青色の書類

概要

- 1.自転車の悪質・危険な違反に青切符が適用されます！
- 2.対象は16歳以上！
- 3.対象となる違反行為は100種類以上！



※3 酒酔い運転や酒気帯び運転等の重大な違反には、これまでと同様に刑事手続により処理されます。

関連情報を川崎市のホームページに掲載しています

<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000180541.html>

令和6年11月1日改正道路交通法施行

自転車は車のなままです。

自転車も罰則の対象です。

ダメ 運転中のながらスマホの禁止

自転車等を運転しながらの通話や画面注視などは罰則の対象です。

※停止中のスマホ等の操作は対象外

違反者は、

⇒6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合は、

⇒1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



ダメ 酒気帯び運転等の禁止

自転車等の運転者のほか、車両の提供者や同乗者、酒類の提供者も罰則の対象です。

違反者は、

⇒3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、

⇒3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、

⇒2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



悪質な自転車運転者の講習義務

3年内に2回以上「危険行為」を繰り返した者に対し、公安委員会は自転車の運転による交通の危険を防止するための講習を受けるよう命令することができます。受講しなかった場合には5万円以下の罰金が科せられます。

- | | | |
|-----------------|-------------------|------------------|
| ・信号無視 | ・交差点での優先道路通行車の妨害等 | ・酒酔い運転 |
| ・通行禁止違反 | ・右折時の直進車等優先車妨害 | ・安全運転義務違反 |
| ・歩行者用道路での歩行者妨害 | ・環状交差点安全通行義務違反等 | ・妨害運転 |
| ・通行区分違反 | ・一時停止違反 | ・スマート等のながら運転 New |
| ・路側帯での歩行者妨害 | ・歩道での歩行者妨害等 | ・酒気帯び運転 New |
| ・遮断機が下りた踏切への立入り | ・ブレーキ不備の自転車運転 | |

これらは
全て違反行為です。
自転車は、正しく安全に
利用しましょう！

川崎市・川崎市交通安全対策協議会

市内の交通事故のうち、

約3割 が自転車関係事故です！



自転車関係事故のうち、その多くが自転車側に何らかの法令違反が認められています。

自転車安全利用五則

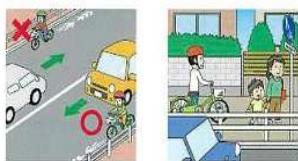
②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



信号機のある場所では信号表示に従い、一時停止標識のある場所では必ず止まって周囲の安全確認をしましょう。

守りましょう！
自転車の基本的な通行ルール

①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



④飲酒運転は禁止

自転車は車の仲間です。
お酒を飲んだら絶対に乗ってはいけません。



③夜間はライトを点灯



自転車の側面にも反射材をつけましょう。

⑤ヘルメットを着用

法令により、大人も子どもも年齢を問わずヘルメットの着用に努める義務があります。

入っていますか？

自転車損害賠償責任保険等への加入は義務です。

まずは、加入状況を確認しましょう！

自転車事故の高額賠償事例

約9,500万円

小学生が自転車で歩行者と正面衝突。頭かい骨骨折等の傷害により相手の意識が戻らず、監督責任を問われた保護者に賠償金が命じられました。（平成25年7月神戸地方裁判所）

事故を起こし、相手に怪我などを負わせてしまうと高額な賠償金の支払いを命じられることがあります。

神奈川県条例により、市内で自転車を利用する場合には、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務となっています。万が一、加害者となってしまった場合に備え、必ず加入しましょう！

自転車損害賠償責任保険等とは…

自転車の利用に起因する事故により、他人の生命または身体を害した際に生じた損害を補償することができる自転車向け保険のことをいいます。

- 自転車損害賠償責任保険等の例
 - ・自転車向け保険
 - ・自動車（任意）保険の特約
 - ・火災保険の特約
 - ・傷害保険の特約
 - ・会社等の団体保険
 - ・PTAの保険
 - ・共済
 - ・TSマーク付帯保険（自転車安全整備士による点検を受けることで加入できます。）
 - ・クレジットカードの付帯保険

川崎市・川崎市交通安全対策協議会



忘れていませんか？ ヘルメット

交通事故被害軽減のため、ヘルメットをかぶりましょう！



- 自転車及び特定小型原動機付自転車の利用者は、乗車時のヘルメットの着用が努力義務とされています。
- 自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方の約7割^(※)が、頭部に致命傷を負っており、頭を守ることが自分の命を守ることにつながります。

※:令和5年から過去5年間の交通事故統計における割合

神奈川県警察

KP 150
神奈川県警察創立150年



危険です！ながらスマホ！！

スマートフォンを操作しながら、歩いたり、
自転車を含む車両を運転していませんか？

次のような行為は、非常に危険な行為となり、
交通事故を引き起こし、自身が怪我をしたり、
他人に怪我をさせてしまう可能性があります。



ながらスマホは絶対にやめましょう！！

スマートフォンを見ながら

● 歩行

(例)

人にぶつかり怪我をさせる

⇒ 過失致死傷の刑事責任や賠償責任を負う可能性があります。

道路に飛び出してしまう

⇒ 車両等に跳ねられ、自身が怪我をする可能性があります。



● 自転車を運転

(例)



人にぶつかり怪我をさせる

⇒ 過失致死傷等の刑事責任や賠償責任を負う可能性があります。

物にぶつかる

⇒ 物を壊したり、自身が転倒し怪我をする可能性があります。

スマートフォンを注視している

⇒ 道路交通法違反（運転中のながらスマホ）になります。

● 自動車、二輪車を運転

(例)

人にぶつかり怪我をさせる

⇒ 過失運転致死傷の刑事責任や賠償責任を負う可能性があります。

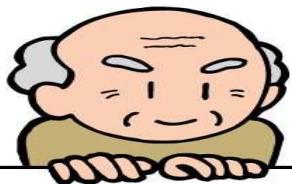
スマートフォンを注視している

⇒ 道路交通法違反（携帯電話使用等）になります。



高齢運転者の方へ

運転免許証の自主返納制度の活用を



こんなときは、自主返納の検討を

- ◎ 運転をする必要がなくなった
- ◎ 加齢に伴う機能の低下により、運転に不安を感じる
- ◎ 交通事故を心配する家族から返納を進められた

※全てのイラストの二次使用は禁止します。

企業・団体のみなさまへ

運転免許自主返納を応援してください

【神奈川県高齢者運転免許自主返納サポート協議会】

高齢運転者に自主的な運転免許返納を促進し、企業・団体等の協力のもと、地域ぐるみで高齢運転者の交通事故防止を支援することを目的としています。サポート協議会に加盟する企業・団体等は、**自主返納者に提供する特典**について、交通事故防止の支援という趣旨に反しない範囲で、御協力を願いいたします。

※ 詳しくは、神奈川県警察又は神奈川県高齢者運転免許自主返納サポート協議会のホームページを御確認ください。

二輪車の方はプロテクターを！

市内（令和7年中）の二輪車乗車中の死者数12人

交通事故を起こさない、交通事故に遭わないようにするため、交通ルール・マナーを遵守することは非常に大事なことです。

しかし、交通事故は日々発生しているのが現実ですので、「明日自分が交通事故の当事者になってしまうかも…」という可能性は否めません。

そこで、万が一の事故に備えるため、次のことを実践しましょう。



二輪車による死亡事故・重傷事故の負傷部位をみるとほとんどが**頭部と胸部**です。頭部はヘルメットで一定の保護はされていますが、胸部は無防備な人が多いのが現状です。

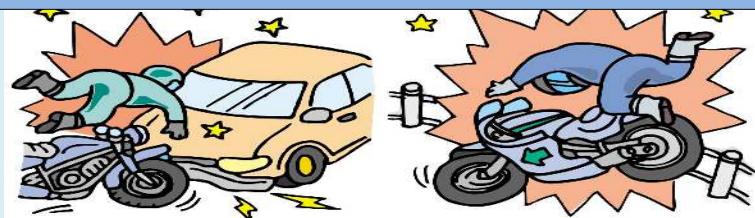
プロテクターを装着することで、事故による車両や道路との衝撃を和らげてくれるものもあります。車にはエアバックがついているように、バイクに乗車する方も万が一に備えた装備を装着しましょう。

二輪車は、車よりも小さいため、車と並んで走っていても距離が遠くに感じことがあります。

ドライバーの方は特性を理解し、安全を確認しましょう。特に、**交差点での右折と直進の事故**に気をつけましょう。

また、オートバイが車に追突、壁に衝突するなどの事故も発生していますので、**速度を控えめにし安全運転に努めましょう。**

二輪車は見えにくい場所（死角）に入ることがあります！！



初心者ライダーの皆さん注意しましょう！

県内では、運転免許を取得して間がない二輪車運転者の交通事故が複数発生しています。スピードの出し過ぎや、ツーリング時に前車に追いつこうと無理な走行等をしないよう、安全な運転を心がけましょう。

※全てのイラスト・画像の二次使用は禁止します。

●川崎市交通事故相談所

自分がいくら注意していても、交通事故に遭わないという保証はありません。不幸にして交通事故に巻き込まれると、思いがけない出費や相手方との示談交渉など、いろいろ面倒なことに追われる一方で、基礎的な法律知識などがないために、不利な条件で解決を強いられることも少なくないようです。

市では、高津区役所内に交通事故相談所を設置し、専門の相談員が交通事故に関する相談に応じています。

相談は無料です。

相談窓口等

- 相談所の所在地

高津区役所 2階 地域振興課内

- 電話番号

044-861-3141

- 相談日・・(専門の相談員が対応)

月曜日から金曜日までの毎日(祝日を除く)

- 受付時間

午前10時から正午まで 及び 午後1時から午後4時まで

～ 専門相談員による交通事故相談所のホームページ～

<http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000044898.html>

※全てのイラスト・画像の二次使用は禁止します。



《弁護士による交通事故相談(無料)も実施しています!》

- 相談所の所在地

中原区役所 4階 地域振興課内

- 相談日(予約制)

毎月第3火曜日(祝日を除く) 午後1時から午後4時まで
(1人25分以内、6人まで)

- 予約方法

電話予約となります。(サンキューコールかわさき)

電話 044-200-3939(先着順)

【掲載担当:川崎市 市民文化局 地域安全推進課 交通安全係】

●神奈川県内の交通事故について

神奈川県内の交通死亡事故により **139** 人の
方が亡くなられました。

(令和7年12月末 概数)

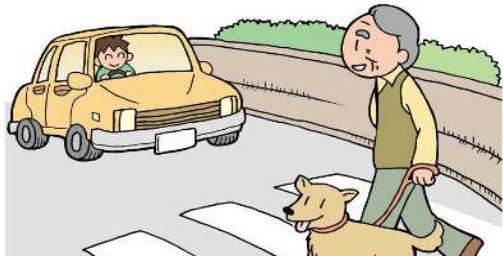
運転者も歩行者も注意して交通事故を減らし
ましょう。

運転者は、

- 横断歩道は歩行者優先です。
- 道路を横断する歩行者がいるかもしれない…。緊張感を持った運転を心がけましょう。
- 二輪車が絡む、右直事故の死亡事故が増えています。慌てず、ゆとりと譲り合いの心をもった運転をしましょう。

歩行者は、

- 無理な横断は絶対にしないようにしましょう。
- 横断するときは、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えるようにしましょう。
- 夕方・夜間は、明るい服装や反射材を身に付けましょう。
- 周囲への注意が薄れるため、歩きスマホはやめましょう。



●子どもを交通事故から守りましょう。

子どもと保護者、運転者も注意して、交通事故に注意しましょう。

子どもの交通事故の傾向

- 交通事故に遭う時間帯は午前6時～8時、午後2時～午後6時が多い！
登下校、友達との遊びや習い事など、子どもが一人歩きする機会が多い時間帯なので注意しましょう。
- 交通事故の発生場所は、自宅近くが多い！
学校、公園など、自宅付近の交通量が多い場所や見通しの悪い場所に注意しましょう。
- 交通事故の原因は飛び出しが多い！
見通しの悪い交差点や、駐車車両・走行中の車両の直前直後の横断に気を付けましょう。

保護者は子どもに、

「道路に飛び出さない。」「信号を守ろう。」「横断歩道を渡ろう。」と呼びかけをお願いします。

特に、県内では、歩行中の負傷者は小学生が最多く、小学校1・2年生は注意が必要です。交通ルールや道路の危険性について日頃から話し合う等、地域で子どもを見守りましょう。

車両の運転者は、

「子どもが飛び出してくるかもしれない」と注意してください。

特に、子どもは交通の危険性の認識が十分でないため、交差点を乱横断することや、駐車車両・渋滞停止中の車両等の間から飛び出すことがあります。また、子どもは体格的に車両等（電柱、看板等を含む）に隠れてしまい、運転者の死角に入ることもあります。緊張感を持った運転の心がけをお願いします。



● 二輪車の関係する右折直進事故に注意！

川崎市内において、二輪車が関係する右折直進事故による死亡事故が発生しています。

二輪車、車の運転はお互いに気を付けましょう。

二輪車の運転者は

- 安全運転を心がけ、すり抜け運転等は危険なのでやめましょう。
- 車間距離を開けて、他の車両に隠れないようにしましょう。
- ヘルメットはきちんと装着し、反射材、プロテクターも活用しましょう。



車の運転者は

- 交差点等の右左折時は、慌てずに、確実に安全確認を行いましょう。
- 運転席からは死角となる部分があります。安全確認は複数回行いましょう。
- 二輪車は車と違い小さいため、他の車両で見えにくくなっていることがあります。
特に大型車両等の後続、側方からの二輪車の走行に注意しましょう。



安全は心と時間のゆとりから



妨害運転は 犯罪です!!

こんな行為が、妨害運転（いわゆるあおり運転）
になります!!



・対向車線からの接近や逆走

道路交通法第17条第4項
(通行区分違反)



・不要な急ブレーキ

道路交通法第24条
(急ブレーキの禁止違反)



・車間距離を詰めて接近

道路交通法第26条
(車間距離不保持)



・急な進路変更や蛇行運転

道路交通法第26条の2第2項
(進路変更禁止違反)



・左車線からの追越しや

無理な追越し

道路交通法第28条第1項又は第4項
(追越し方法違反)



・不必要的継続したハイビーム

道路交通法第52条第2項
(眩光等義務違反)



・不必要的反復したクラクション

道路交通法第54条第2項
(警音器使用制限違反)



・急な加減速や幅寄せ

道路交通法第70条
(安全運転義務違反)



・高速自動車国道等の

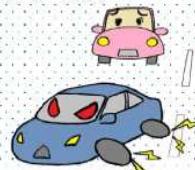
本線車道での低速走行

道路交通法第75条の4
(最低速度違反)



・高速自動車国道等
における駐停車

道路交通法第75条の8第1項
(停車及び駐車違反)



もし、「妨害運転」行為を受けた場合は？

- ・近くの安全な場所に避難してください。
- ・車外に出ることなく、110番通報してください。
- ・相手の車のナンバーなどを記録したり、撮影してください。
(ドライブレコーダーを付けましょう。)



神奈川県警察



妨害運転は悪質・危険！厳罰になります！

他の車両等の通行を妨害する目的で、車間距離を詰める等の一定の違反行為をして、他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある運転をした運転者には、

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金！

違反点数25点・運転免許取消し！！（欠格期間2年）

※前歴や累積点数がある場合には最大5年。

さらに、「妨害運転」の結果

高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合には、

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金！！

違反点数35点・運転免許取消し！！（欠格期間3年）

※前歴や累積点数がある場合には最大10年。

妨害運転の被害に遭わないためには？？

- ① 通行帯を守る。（キープレフト）
- ② 安全な速度で走行する。
- ③ 車間距離を保つ。
- ④ 不要な急ブレーキを掛けない、掛けさせない。
- ⑤ 急な割り込みはしない。
- ⑥ 不要なクラクションを鳴らさない。
- ⑦ 前照灯を周囲の状況に応じて正しく使用する。



妨害運転を誘発しない、
「思いやり・ゆずり合い」運転を！



妨害運転撲滅!!

妨害運転(いわゆるあおり運転)には、重い罰則が!



車間距離不保持、急ブレーキ、割込み等の「妨害運転」は、
3~5年以下の懲役又は50~100万円以下の罰金!
さらに運転免許取消し!!

妨害運転の被害に遭わないためには??



- ① 通行帯を守る。(キープレフト)
- ② 安全な速度で走行する。
- ③ 車間距離を保つ。
- ④ 不要な急ブレーキを掛けない、掛けさせない。
- ⑤ 急な割り込みはしない。
- ⑥ 不要なクラクションを鳴らさない。
- ⑦ 前照灯を周囲の状況に応じて正しく使用する。



妨害運転を受けたときは、サービスエリア等の交通事故に遭わない場所に避難するとともに、車外に出ることなく110番通報しましょう。



ドライブレコーダーは、妨害運転等の悪質・危険な運転行為の抑止に有効であり、自身や同乗者の身を守るためにつながります。



みなさん、自分本位の運転ではなく、相手に対して「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。

神奈川県警察

交通総務課
公式Twitter



高齢ドライバーのみなさんは、身体能力の低下を意識し、安全運転を心がけましょう。

① 視力の衰え

暗いところでの安全確認が困難になったり青色が見えにくくなる傾向があります。夜間や雨天での運転は、できるだけ控えましょう。

夕方は早めにヘッドライトを点灯しましょう。



② 視野が狭くなります

信号や標識を見落として、事故を起こす可能性が高くなります。

前方の確認を早めに行う習慣を身につけましょう。



③ 瞬発力や脚力の低下

ブレーキを素早く強く踏み込めないこともあります。スピードを控えて車間距離を十分確保しましょう。



④ 複数のことを同時に処理しにくくなります

右左折に焦ったり、安全確認が疎かになりがちです。交差点は情報量と共に注意する点も多いので、焦らずしっかり確認しましょう。



運転に不安を感じたら、運転免許証の返納を検討しましょう。

運転免許証を自主的に返納して、「運転経歴証明書」の交付を受け、この証明書を提示すると特典が受けられるサービスがあります。

★特典(入館料割引、商品購入金額割引など)

詳細は、「神奈川県高齢運転者サポート協議会」HPをご確認ください。

★「運転経歴証明書」の申請手続き(交付には手数料が必要です。)

お問合せ先:神奈川県警察本部運転免許センター 運転免許課免許申請係

TEL 045-365-3111(代表)



川崎市・川崎市交通安全対策協議会

裏面にチェックリストがあります。▶

番号	運転時認知障害早期発見チェックリスト 30	チェック欄
1	車のキーや免許証などを探し回ることがある。	
2	今までできていたカーステレオやカーナビの操作ができなくなった。	
3	トリップメーターの戻し方や時計の合わせ方がわからなくなつた。	
4	機器や装置(アクセル、ブレーキ、ワインカーなど)の名前を思い出せないことがある。	
5	道路標識の意味が思い出せないことがある。	
6	スーパーなどの駐車場で自分の車を停めた位置が分からなくなることがある。	
7	何度も行っている場所への道順がすぐに思い出せないことがある。	
8	運転している途中で行き先を忘れてしまったことがある。	
9	良く通る道なのに曲がる場所を間違えることがある。	
10	車で出かけたのに他の交通手段で帰ってきたことがある。	
11	運転中にパックミラー(ルーム、サイド)をあまり見なくなつた。	
12	アクセルとブレーキを間違えることがある。	
13	曲がる際にワインカーを出し忘れることがある。	
14	反対車線を走ってしまった(走りそうになった)。	
15	右折時に対向車の速度と距離の感覚がつかみにくくなつた。	
16	気がつくと自分が先頭を走っていて、後に車列が連なっていることがよくある。	
17	車間距離を一定に保つことが苦手になった。	
18	高速道路を利用することが怖く(苦手に)なつた。	
19	合流が怖く(苦手に)なつた。	
20	車庫入れで壁やフェンスに車体をこすることができた。	
21	駐車場所のラインや、枠内に合わせて車を停めることが難しくなつた。	
22	日時を間違えて目的地に行くことが多くなつた。	
23	急発進や急ブレーキ、急ハンドルなど、運転が荒くなつた(と言われるようになった)。	
24	交差点での右左折時に歩行者や自転車が急に現れて驚くことが多くなつた。	
25	運転している時にミスをしたり危険な目にあつたりすると頭の中が真っ白になる。	
26	好きだったドライブに行く回数が減つた。	
27	同乗者と会話しながらの運転がしづらくなつた。	
28	以前ほど車の汚れが気にならず、あまり洗車をしなくなつた。	
29	運転自体に興味がなくなった。	
30	運転すると妙に疲れるようになつた。	

*30問のうち5問以上にチェックが入った方は要注意です。認知症予防を心がけていただくとともに、毎年1度はご自身でチェックを行い、項目が増えるようなことがあれば専門医や専門機関の受診を検討しましょう。

特定非営利活動法人高齢者安全運転支援研究会

[監修] 浦上克哉 日本認知症予防学会理事長、特定非営利活動法人高齢者安全運転支援研究会理事、鳥取大学医学部教授

● 電動アシスト自転車利用者の方へ

(電動アシスト機付自転車) 電動アシスト自転車の快適ライフを！

運転操作と交通ルールを守って楽しく安全に！！



注意!!

バランス崩して、

転倒多発！！



電動アシスト自転車ってどんな乗り物？

乗る方法など…
ここが違う！！

充電式でスイッチオン

専用電源で充電し、
充電池を自転車にセットし、
スイッチを入れると、
電動アシストスタート。

アシストにより加速

ペダルに足をかけると、
電動アシストにより
上り坂でも楽々走行。

車体の重量が重い

充電池やモーターが
ある構造のため、
普通自転車（軽快車）
より1.5～2倍重い。

乗り方次第で、思わぬ危険が！！

★電動アシスト自転車の安全な乗り方ポイント★

スイッチを入れる時は、ペダルに足をかけない！

ペダルに片足をかけてスイッチを入れると、
アシスト力が働き、自転車が動き出してしまうこと
があります。スイッチを入れる際は、自転車に跨た
がり、両足を地面についた状態で行いましょう。

「けんけん乗り」「立ちこぎ」はやめましょう！

ペダルに片足をかけて助走する「けんけん乗り」を
すると、モーターが作動して思わぬ急加速で、パラ
ンスを崩すことがあります。しっかり、サドルに
腰掛け、安定した体勢で走行しましょう。

ヘルメットを着用しましょう！

子どものヘルメットは、必ず乗せる前に被せましょ
う。大人も、ヘルメットを被りましょう。

車体が重いので気をつけましょう！

車体が重いため、軽快車よりブレーキが効きにくく、
バランスを崩しやすいので、低温時や、雨天などを
走行する時は注意しましょう。



大人が交通ルールを守り、子ども達の良いお手本に務めましょう！

～神奈川県警察～

● 前方不注意は交通事故のもと！

わき見をしながらの運転は危険です！

車両を運転中、少しくらいなら前方から目を離しても大丈夫だと思っていませんか。

- 家の近くの道路や、仕事や通勤通学、買い物等で通行し慣れた道路
- 交通量が少ない道路
- 道路が直線で、幅員も広く見通しが良い道路



等の状況に油断し、前方は安全だろうと、または短時間だから大丈夫だろうと過信して、

- 会社や家族からの電話連絡でスマートフォンを操作しようとした
- メールの確認でスマートフォンの画面を注視した
- 足もとに物を落としたため、探すため覗き込んだ
- カーナビの行き先地の設定に気を取られた
- 道路脇の風景・看板等に気を取られた
- 後部座席同乗者との会話に集中し振り向いた



等の行為を行った。

その結果

前方の注意を怠ることに繋がり、



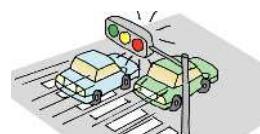
- 急な飛び出し等の対応が遅れる
- 信号機、標識等を見落とす
- 自分が思った通りに車両が進行していない

ことで**大きな交通事故**を引き起こしてしまうことがあります。

例えば、

- ・速度 40 km/h で走行中に 2 秒間に進む距離は約 22 メートル、
 - ・速度 30 km/h で走行中に 2 秒間に進む距離は約 16 メートル、
- 車両は進行するとされています。

当然、速度が上がった場合、または前方から目を離す時間が
が増えた場合、進む距離は更に伸びます。



少しの油断が大きな交通事故につながります。
車両を運転中は運転に集中しましょう。



● 飲酒運転根絶！！

アルコールは”少量”でも脳の機能を麻痺させます！

飲酒運転は、ビールや日本酒などの酒類やアルコールを含む飲食物を摂取し、アルコール分を体内に保有した状態で運転する行為です。アルコールには麻痺（まひ）作用があり、脳の働きを麻痺させます。

飲酒時には、安全運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力などが低下している状態になり、具体的には、「気が大きくなり速度超過などの危険な運転をする」、「車間距離の判断を誤る」、「危険の察知が遅れたり、危険を察知してからブレーキペダルを踏むまでの時間が長くなる」など、**飲酒運転は交通事故に結びつく危険性を高めます。**



また、酒に弱いと言われる人だけではなく、酒に強いと言われる人でも、低濃度のアルコールで運転操作等に影響を及ぼすとされています。

飲酒したら絶対に車両等を運転してはいけません！



身近な人が飲酒運転で事故を起こしたら・・・、身近な人が飲酒運転による交通事故に遭ったら・・・。車両を運転する人も、その周囲の人も、「飲酒運転は絶対にダメ！」という強い意思をもち、皆で協力して飲酒運転を根絶しましょう。

危険

ルールを無視した ペダル付き 電動バイク



ペダル及びモーターを
備える車両のうち、

- スロットルが備えられており、モーターのみで走行させることができるもの
- 駆動補助機付自転車（いわゆる電動アシスト自転車）のアシスト比率の基準を超えるもの



自転車ではなく、
一般原動機付自転車又は自動車です!!

モーターを用いず、ペダルのみを用いて走行させる場合でも、
一般原動機付自転車又は自動車としての交通ルール（無免許運転の
禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等）が適用されます。



公道を走行するために必要なこと



一般原動機付自転車等を
運転する
ことのできる
運転免許



ブレーキランプ、
ワインカー、
バックミラー等
の備付け



ナンバープレートの
取付け・
表示



自動車損害賠償
責任保険（共済）
への加入

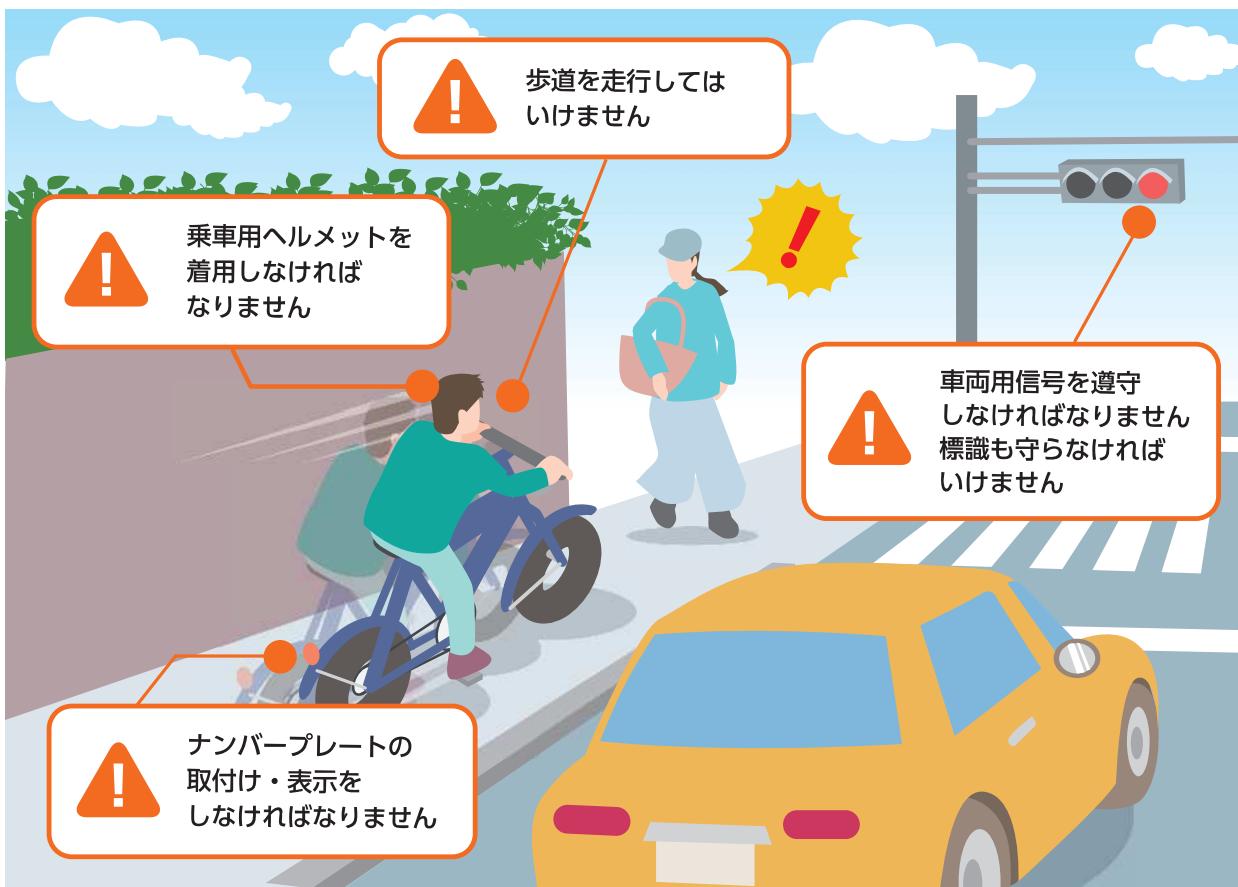


警察庁・都道府県警察

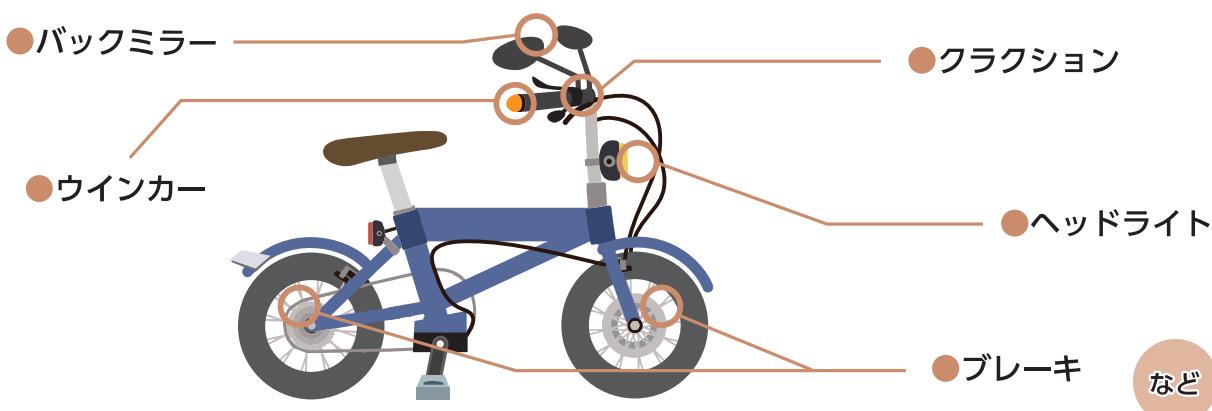
交通ルールを守って
つながる笑顔



ルールの無視は罰則の対象です！



保安基準に適合しなければなりません



自転車の交通ルールが適用されるもの

型式認定を受け、TSマークが付いている駆動補助機付自転車には、自転車の交通ルールが適用されます。いわゆる電動アシスト自転車を使用(購入)する場合には、TSマークが付いているものを選びましょう。



TS マーク



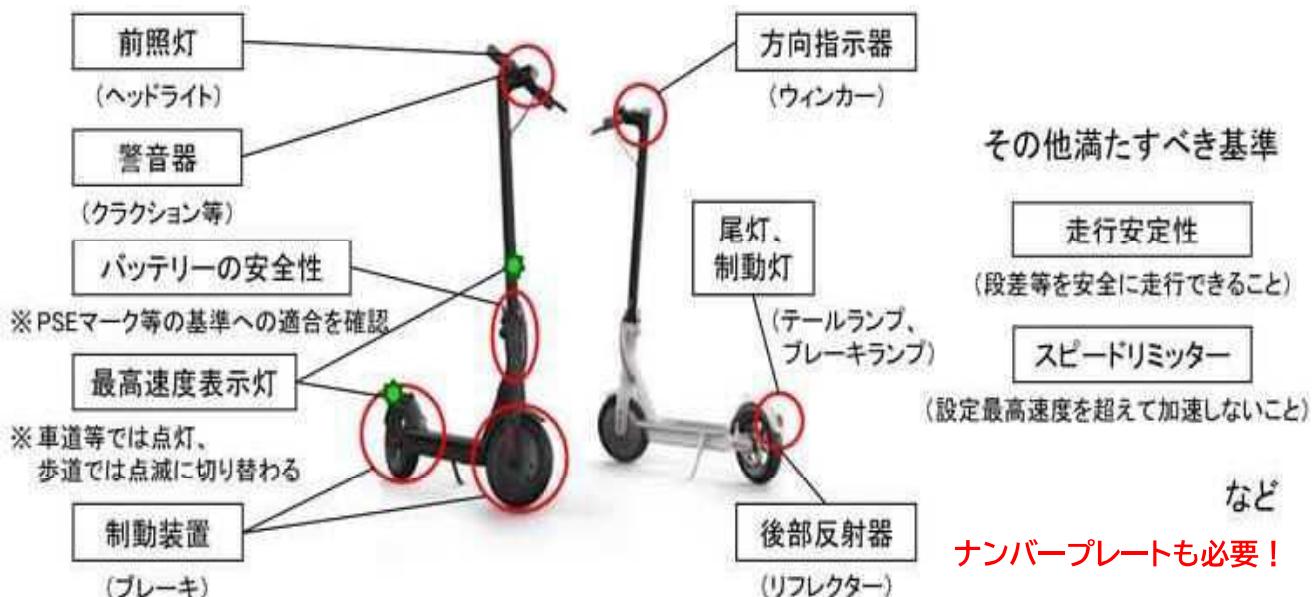
型式認定を受けているものはこちら

特定小型原動機付自転車



ってどんな乗り物？

特定小型原動機付自転車の保安基準等



参考:国土交通省 HP「特定小型原動機付自転車について」、「2.道路運送車両の保安基準」より引用

	原動機付自転車			
	特定小型原動機付自転車 ※		一般原動機付自転車	
	特例特定小型原動機付自転車			
最高速度表示灯	緑色：点灯	緑色：点滅	なし	
最高速度	20km/h以下	6km/h以下	30km/h以下	
定格出力	0.60kw以下		特定小型原動機付自転車 以外のもの	
長さ	190cm以下			
幅	60cm以下			
高さ	—			
運転免許	不要 (16歳未満は運転禁止)		原付免許以上の運転免許	
ヘルメット	努力義務		義務	
自賠責保険	義務		義務	

※ 2023年6月末までに製造された最高速度表示灯を装備しない特定小型原動機付自転車を含む
最高速度表示灯を装備しない特定小型原動機付自転車については、2024年12月22日までは特定小型原動機付自転車として適用する。

【車両別走行区分早見表】

どこを走れるの？

規制標識等		歩道	自転車道	専用通行帯	路側帯	駐停車禁止 路側帯	歩行者専用 路側帯
車種							
原動機付自転車	特定小型原付	×	○	○*	×	×	×
	特例特定小型原付	△			○	○	×
	一般原付	×	×	×	×	×	×
自転車	普通自転車 <small>長さ190cm以内・幅60cm以内 (いわゆるママチャリ)</small>	△	◎	◎	○	○	×
	上記以外 <small>(※規格外、側車付き、 他車両けん引を除く)</small>	×	○	○	○	○	×

特定小型原付・自転車も車道を通行することが原則

※ 規格:二輪または三輪の自転車、長さ 190cm・幅 60cm 以下の四輪以上自転車
 ○:通行しなければならない ○:通行できる △:条件により通行できる

条件とは…

★:法解釈上は「○」であるが、一方で、車両は道路の一一番左側の車両通行帯を通行しなければならない規定があり、県内の「普通自転車 専用通行帯」は全て、道路の一一番左側に設置されているため、結果的に当該通行帯を通行しなければならないということになる。



ヘルメットを着用しましょう



自転車や二輪車乗車時の交通事故では、ヘルメット非着用の致死率が高くなっています。
自分の身を守るためにヘルメットを着用しましょう。

飲酒運転は絶対ダメ！

お酒を飲んだら絶対に運転してはいけません。
二日酔いや疲労の影響等で正常な運転ができないことがあるので運転してはいけません。

携帯電話の使用は違反！



しっかりと両手でハンドルを握り、前を見て運転しましょう。
携帯電話の画面を見たり、通話しながら走行することは違反です。



信号・標識に従いましょう

運転者には、信号や一時停止等の標識に従う義務があります。
違反した場合は、取締の対象となります。



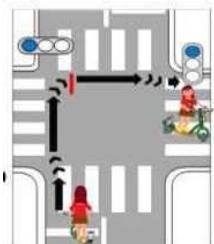
歩行者優先

歩行者のそばを通過するときや横断歩道を通過する際は歩行者の通行を妨げないようしましょう。



信号機のある交差点は二段階右折

信号機のある交差点を右折する際は、道路の左側端に寄って、交差点の側端に沿って徐行しなければなりません。



**神奈川県交通安全対策協議会
神奈川県・神奈川県警察**